

議 案 書

教育委員会
令和5年2月臨時会

議 事 日 程

日 程 1	第 8 号議案 …………… 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	P 3 ~ 6
日 程 2	第 9 号議案 …………… 教職員の人事の内申について	P 7 ~ 10
日 程 3	第 10 号議案 …………… 教職員の人事について	P 11 ~ 13
日 程 4	第 11 号議案 …………… 教職員の人事について	(別 冊)
日 程 5	第 12 号議案 …………… 教職員の人事に関する内申について	(別 冊)
日 程 6	第 7 号議案 …………… 職員の内申について	(別 冊)
日 程 7	第 13 号議案 …………… 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則	P 14 ~ 20
日 程 8	第 14 号議案 …………… 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程及び長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程の一部を改正する規程	P 21 ~ 23

第 8 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

1 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算

別紙 1 のとおり

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙1」

令和4年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.2.1〔小学校費・学校管理費〕 小学校管理費 教育ICT推進費	8,952	4,476	-	-	-	4,476
10.3.1〔中学校費・学校管理費〕 中学校管理費 教育ICT推進費	4,402	2,201	-	-	-	2,201
10.4.2〔高等学校費・学校管理費〕 高等学校管理費 教育ICT推進費	2,067	1,033	-	-	-	1,034
10.6.2〔社会教育費・公民館費〕 公民館管理運営費 長崎のもぞき恐竜パーク運営費 （野母崎文化センター）	506	506	-	-	-	-
10.6.8〔社会教育費・図書館費〕 図書館管理運営費 市立図書館運営費	36	36	-	-	-	-
10.6.10〔社会教育費・恐竜博物館費〕 施設管理運営費 長崎のもぞき恐竜パーク運営費 （恐竜博物館）	386	386	-	-	-	-
10.8.1〔市民会館費・市民会館総務費〕 市民会館管理運営費 市民会館運営費	5,300	5,300	-	-	-	-
合 計	21,649	13,938	-	-	-	7,711

【繰越明許費】

(単位：千円)

事業名	金額	繰越事由
10.2.1〔小学校費・学校管理費〕 小学校管理費 教育ICT推進費	8,952	国の2次補正予算に伴う事業が年度内に完了しない見込みであるため。
10.3.1〔中学校費・学校管理費〕 中学校管理費 教育ICT推進費	4,402	国の2次補正予算に伴う事業が年度内に完了しない見込みであるため。
10.4.2〔高等学校費・学校管理費〕 高等学校管理費 教育ICT推進費	2,067	国の2次補正予算に伴う事業が年度内に完了しない見込みであるため。

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

第 1 3 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和 6 1 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中

「

教育総務部	総務課	総務係、職員係、経理係、助成係
	施設課	企画係、管理係
	生涯学習課	総務係、指導係、恐竜研究所

を

」

「

教育総務部	総務課	総務係、職員係、経理係、助成係
	学校施設課	企画係、管理係
	生涯学習企画課	総務企画係、地域学習係
	生涯学習施設課	施設活用係、恐竜研究所

に

」

改める。

第 5 条第 1 項の表教育総務部の項を次のように改める。

教育総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 表彰及び儀式に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 教育委員会規則、規程等の制定改廃に関すること。 (4) 公告式に関すること。
-------	-----	---

- (5) 公印に関する事。
- (6) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (7) 事務局及び教育機関の組織管理に関する事。
- (8) 訴訟（教職員に係るものを除く。）に関する事。
- (9) 職員の定数管理に関する事。
- (10) 職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年長崎市条例第14号）を適用する者を除く。以下同じ。）の任免その他の人事に関する事。
- (11) 職員の研修及び公務災害補償に関する事。
- (12) 教育に係る広報及び広聴並びに調査及び統計並びに教育行政に関する相談に関する事。
- (13) 都市教育長協議会及び中核市教育長会に関する事。
- (14) 育英事業に関する事。
- (15) 事務局職員の安全衛生及び衛生管理に関する事。
- (16) 安全衛生委員会に関する事。
- (17) 教育委員会の所管に係る予算の調製及び予算執行の総合調整に関する事。
- (18) 総務課及び学校教育部に係る予算の経理に関する事。
- (19) 総務課及び学校教育部に係る国庫支出金等に関する事。
- (20) 私立学校（幼稚園を除く。）振興補助に関する事。
- (21) 就学援助に関する事。
- (22) 学校の管理下における児童生徒の災害給付に関する事。
- (23) 行政手続法（平成5年法律第88号）、長崎県行政手続条例

		<p>(平成7年長崎県条例第47号)及び長崎市行政手続条例(平成8年長崎市条例第12号)に基づく聴聞等の手続に関すること。</p> <p>(24) 事務局内の連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 他の部課の所管に属しない事務に関すること。</p>
<p>学校施設課</p>		<p>(1) 学校(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)の教育財産の管理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の建設計画に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の設置及び廃止(学校の適正配置に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 学校施設の維持補修に関すること。</p> <p>(5) 教職員住宅に関すること。</p> <p>(6) 学校施設課に係る予算の経理に関すること。</p> <p>(7) 学校施設課に係る国庫支出金等に関すること。</p> <p>(8) 学校の目的外の使用(スポーツ開放(長崎市立学校の施設の開放に関する規則(昭和51年長崎市教育委員会規則第2号)第4条第1項第1号に規定するスポーツ開放をいう。)及び学習開放(同規則第4条第1項第3号に規定する学習開放をいう。以下この表において同じ。))の申請を除く。)に関すること。</p> <p>(9) 適正配置推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。</p>

生涯学習企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 生涯学習に関する調査研究に関すること。 (3) 社会教育施設（文化施設及び体育施設を除く。以下同じ。）の運営指導に関すること。 (4) 社会教育施設（公民館及び文化センターに限る。）の建設計画に関すること。 (5) 社会教育施設（公民館及び文化センターに限る。）の設置及び廃止に関すること。 (6) 社会教育（文化及び体育を除く。）の普及及び振興に関すること。 (7) 社会教育における人権教育に関すること。 (8) 社会教育関係団体（文化団体及び社会体育団体を除く。以下同じ。）の指導育成に関すること。 (9) P T Aに関すること。 (10) 生涯学習企画課及び生涯学習施設課に係る予算の経理に関すること。 (11) 生涯学習企画課及び生涯学習施設課に係る国庫支出金等に関すること。 (12) 社会教育委員及び公民館運営審議会に関すること。 (13) 中央公民館、北公民館及び野母崎文化センターに関すること。 (14) 社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (15) 公民館、琴海文化センター及び琴海南部文化センターとの連絡調整に関すること。 (16) 学校の目的外の使用（学習開
---------	--

		<p>放の申請に限る。) に関する事 こと。</p> <p>(17) 講座の開設(生涯学習企画課 の所掌に係るものに限る。)に 関すること。</p> <p>(18) 中央公民館区で開設する生涯 学習に関する講座に係る予算の 経理に関する事。</p>
	生涯学習施設課	<p>(1) 社会教育施設の建設計画に関 すること(生涯学習企画課の所 管に係るものを除く。)</p> <p>(2) 社会教育施設の設置及び廃止 に関する事(生涯学習企画課 の所管に係るものを除く。)</p> <p>(3) 科学館運営協議会、日吉自然 の家運営協議会、恐竜博物館運 営協議会及び図書館運営協議会 に関する事。</p> <p>(4) 長崎市民会館(中央公民館を 除く)、科学館、日吉自然の家、 恐竜博物館及び市立図書館に関 すること。</p> <p>(5) 香焼図書館との連絡調整に関 すること。</p> <p>(6) 恐竜化石等に係る調査研究、 資料の収集、保管及び展示に関 すること。</p> <p>(7) 他の博物館等との緊密な連絡 及び協力並びに情報の交換、博 物館資料の相互貸借等に関する 事。</p> <p>(8) 図書その他の資料の選定及び 収集に関する事。</p> <p>(9) 公民館等の図書室及び学校図 書館への支援等に関する事。</p>

第7条第1項の表、第8条の表及び第9条第1項の表中「、大浦地区公
民館」及び「、脇岬地区公民館」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(長崎市教育委員会表彰規則の一部改正)

2 長崎市教育委員会表彰規則(昭和29年長崎市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「生涯学習課長」を「生涯学習企画課長」に改める。

(教育委員会事務補助執行に関する規則の一部改正)

3 教育委員会事務補助執行に関する規則(平成18年長崎市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表こども部こどもみらい課の項中「生涯学習課」を「生涯学習

令和5年2月27日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

生涯学習課を2課体制に見直すこと、施設課を学校施設課に名称変更することに伴い、関係規定を改正したいのと、長崎市大浦地区公民館及び長崎市脇岬地区公民館を廃止し、ふれあいセンターに移行するため、当該各公民館に係る規定を削除したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則新旧対照表
・ ・ 別 添
- ・ 長崎市教育委員会表彰規則新旧対照表
・ ・ 別 添
- ・ 教育委員会事務補助執行に関する規則新旧対照表
・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔 中 略 〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕

第 1 4 号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程及び長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程の一部を改正する規程

(長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部改正)

第 1 条 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項中「生涯学習課」を「生涯学習企画課」に改める。

(長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程の一部改正)

第 2 条 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「施設課」を「学校施設課」に、

「

生涯学習課	教生
-------	----

を

」

「

生涯学習企画課	教生
生涯学習施設課	教生施

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会

理 由

生涯学習課を2課体制に見直すことに伴い、関係規定を改正したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程新旧対照表
・ ・ 別 添
- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程新旧対照表
・ ・ 別 添

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔 中 略 〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕